

令和元年度(2019年度)第8回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会
議事録(詳細版)

1 日 時 令和2年3月11日(水) 14時00分～17時00分

2 場 所 十勝総合振興局 4C会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長 波岡 和昭 (株街NAMI代表取締役)
副部会長 小林 聖恵 (帯広大谷短期大学専任講師)
特別委員 谷 昌幸 (帯広畜産大学 教授)
特別委員 島野 治人 ((株)根室市観光開発公社専務取締役)
特別委員 鈴木 恵子 (鈴木徹建築設計室 一級建築士)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	中上 貴恵
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	森越 愛
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課課長	田島 誠也
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事	松尾 将志

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「リアブルブックス運動公園通り店」(釧路町)の法第5条第1項(新設)の届出について

6 議事要旨

- (1) 「リアブルブックス運動公園通り店」(釧路町)の法第5条第1項(新設)の届出について、案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

- 当該店舗の駐車場出入口については、現状、来客車両で混雑しており、特に出入口①は交差点から近く、幅が狭いため、危険な状況であり、対策が必要ではないか。

対応策として、出入口①は「入口専用」の看板を設置し入庫専用として運営、各出入口付近に「一旦停止」、「右折進入禁止」、「右折出庫禁止」の看板を設置するほか、駐車場内の各出入口付近には、右左折ラインを設置するとともに、出入口①には出庫禁止の路面表示を引くことで、場内の入出庫ルールについて、来客車両に分かりやすく周知することとする。なお、「一旦停止」の路面表示については、道警との事前協議の際に、隣接している歩道の幅員が広いため、停車位置と道路間で距離が出来てしまい、道路走行車に認識されづらくなることや、路面表示に視線が向くことで、歩行者に気づきづらくなることで、事故が発生する可能性があることから、看板で誘導するように指導があったため、設置看板での周知としたところ。

- 駐車場の現状について、日頃から来客車両で混雑しているため、駐車マスのスペースを拡大し、ゆったりさせることや、駐車台数を増やす等の対策が必要ではないか。

当該店舗の来客ピーク時間は15時から16時の間、併設施設である飲食店の来客車ピーク時間は昼時及び夕時の時間帯であり、ピーク時間が重なっていないこと、現状において入庫待ちは発生していないことから、駐車台数が不足することはないと判断。

新たな安全対応策として、なごやか亭側に設置している来客者用駐車マス 26 台を敷地奥側の業務用駐車場の位置に移動させ、空いた駐車マスを飲食店用・業務用とすることで、併施設側の来客車両に対して配慮することとした。また、混雑が予想される日は交通整理員を 2 名配置し円滑な交通誘導と安全対策に努めることとしているが、それ以外の日で万が一、急な混雑となった場合は、店舗に常駐している警備員が駐車場内の見回り及び交通誘導を行うこととする。

- 荷さばき施設②について、来客駐車場内にあるため、荷さばき車両が来客車両と交錯していることから、店舗裏側に搬入ルートを設定する等の対策が必要ではないか。

店舗裏側の町道（桂木 2 号線）については、敷地と道路間でレベル差があることや、道幅が狭く、比較的交通量が多い道となっていることから、事故防止の観点から従来より、道道側（共栄橋通り側）の来客用出入口を使用して搬入を行ってきたところ。安全対策として、出入口②から左折で入庫し、荷さばき施設②に頭から停車し、搬入終了後、旋回や後退はせずに、出入口②に向かい、左折出庫するよう宅配業者に協力いただき、来客車の妨げにならないよう、引き続き、搬入ルートの徹底、来客車両が優先であるという再認識、場内での徐行、安全運転等について、再度協力を呼びかける。

大型車での搬入は、荷さばき施設①において営業時間外に実施、荷さばき施設②では、宅配便の配送車両の駐車スペースとして利用し、配達回数も営業時間内に 1 日 1 回から 3 回程度であることから、来客車両の妨げになる可能性は極めて低いと考えている。

- 夜間の騒音について、当該店舗の南側には病院があり、敷地境界線で夜間の騒音レベルの規制基準値を上回っているが、影響はないのか。

店舗南側については、保育園やクリニック等があるが、居住者がいないため、夜間の騒音による周辺環境への悪影響はないものと判断。

- 当該店舗の取扱商品において、食品等の生ゴミが発生するか。また、廃棄物保管施設について、届出書の図面に場所の記載がない。

当該店舗は、書店及び雑貨屋のどちらにおいても食品を取り扱う予定はないため、生ゴミは発生しない。また、廃棄物保管施設の位置については、店舗 1 階の事務室内に設置されており、ダンボール等の保管場所として、スペースを確保している。

- 当該店舗はバリアフリーに関して検討はしたか。（車椅子客専用の駐車スペースやエレベーターの設置など。）

バリアフリー法（旧ハートビル法）では、当該店舗は特定建築物であるため、高齢者や障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な施設の構造及び配置に配慮する努力義務が必要となっていることから、新たに車椅子客専用の駐車スペースを店舗正面入口及び事務所側入口（自動ドア）の近くに設置することで、車椅子利用者に対して配慮する。

店内のエレベーターの設置についても検討したが、当該店舗の構造上、新たにエレベーターを設置することは困難であることから、2 階への高齢者や障害者等の来客時の対応については、今後、引き続き対応策の検討を進めるとともに、来客があった場合は、従業員により介助を行い店舗を利用していただくよう努める。

- 当該店舗に隣接している歩道について、近隣の芦野小学校の生徒の通学路になっていないかどうかを釧路市に確認しているか。

当該店舗に隣接している歩道については、釧路市立芦野小学校の校区外であり、通学路ではない旨、釧路市に確認済みであり、釧路市からの意見は特になし。

- 当該店舗は既存店舗であるが、建築基準法との関係について、何か問題はないか。
当該店舗は平成8年、平成13年、平成22年の増築の際に、それぞれ確認申請を行っており、その後、増築はされていない。今回の届出で変更となる既存のレンタルビデオショップ及び新規の雑貨屋は、都市計画法上はどちらも物販のため、用途変更をする必要がなく、建築基準法上、当該店舗が既存不適格であっても、特段問題はない旨を、釧路総合振興局建設管理部建設指導課に確認している。

イ 質疑、発言

(部会長)

ただいまの説明について、意見等はないか。

(A 委員)

法律上の審議案件ではないかもしれないが、店内の階段は幅が広いので、車椅子用階段昇降機の取り付けを検討されてはどうか。エレベーターでは保守点検や設置費用が嵩む。

(B 委員)

それも難しければ椅子式階段昇降機など別の福祉用具もある。建物自体をいじらなくても、福祉用具でお手伝いすることも出来る。

(C 委員)

各介護用品メーカーを検索すると様々ある。エレベーターであれば保守点検等費用がかかるが、階段昇降機は費用もかからず、一般の方でも操作が楽。介助が楽になると思う。そういうものもあるということを事業者お伝えいただきたい。

(事務局)

承知した。

(C 委員)

廃棄物の保管施設について、写真では段ボールだけだが、それ以外の廃棄物に関しては出ないということか。

(B 委員)

書店や雑貨店であればパッキングや緩衝材などもあるかと思うが、それはどこにゴミとして出すのか。どのような処理で段ボールと分けるのかがよくわからない。それはどのように考えているのか。

(事務局)

写真では段ボールしか写っていないためわからないが、緩衝材などの有無や処理方法については確認させていただく。

(A 委員)

なごやか亭とリライアブルブックスの駐車場の分け方について、よく意味がわからない。

(事務局)

前回のご指摘で、リライアブルブックスの来店客が使用する駐車マスの一部がなごやか亭に近いマスに設定していたことから、この分のマスを下の従業員用駐車マスと入れ替えそれぞれの店舗に近い駐車マスを設定したところ。

(A 委員)

従業員は車で通勤しないということか。

(事務局)

従業員の方々も車で通勤する。その部分については、一番奥側に設けている業務用のマスに停めていただく想定とした。

(A 委員)

業務用の意味がわからない。そして、なごやか亭とリライアブルブックスの境目がよくわからない。

(事務局)

一体施設の駐車場なので実際に区分されているものではない。

(A 委員)

実際に区分けされていないとすると、届出書で飲食店用、業務用の標示している意味がわからない。

(部会長)

わかりやすくしようと思って修正した結果が理解しづらくなったと思われる。あくまで図面上の話であるが、前回の事務的説明での議論の中で、なごやか亭は混んでいるからリライアブル側の駐車マスにも駐車してしまうことが予想されるため、現実的な駐車スペースの考え方を検討するべきとの指摘を行った点について検討を行っていただいたと認識。資料としては逆にわかりづらくなってしまった。

(D 委員)

既存店舗であり、限られた面積なのでこれ以上駐車スペースは増やすことができないことは承知している。単なる数合わせではなく前回の審議の際に、現実を踏まえた検討をとの意見を出させていただいたもの。

(C 委員)

複合商業施設の場合は、それぞれの施設で分けるのではなく、お客様は両方を使えるように施設全体での台数を検討するという形に法律上はならないのか。そうであれば無理分けする必要はなくなる。

(事務局)

実際の運営では明確に分けて使われていない。

(C 委員)

実際の運営で大切なのは雪捨て場である。雪の山で見づらい等で、事故が起こらないよう雪捨て場をしっかりと設定し、それ以外はお客さんが自由に駐車するという方が判りやすいのではないか。

(部会長)

同じ敷地の中で複数店舗がある場合は、現実には、来店客はどこに止めても良いが、届出としては駐車場台数が、指針台数を満たすかを示す必要があるから、どのマスをカウントしたのか、を明確にするため区分けを行っているもの。

C委員がおっしゃるように指針上の問題がある。今後、親会等で、北海道特有の雪捨て場を踏まえた議論を行い、指針に反映していくような取組を行っていただきたいと考える。事務局には今後も、この店舗の駐車場の安全性について継続して確認して欲しい。バリアフリーに関しても、弱者への配慮という視点から、先ほど出た意見を事業者へお伝え頂きたい。

本件については、新聞報道等で改装を確認し、事業者へ指導し届出書の作成に至ったという極めて苦慮された案件だと思うが、委員の皆様からいただいた様々な意見は本当に大事だと思うので、引き続きご対応をお願いしたい。他に意見はあるか

(D 委員)

廃棄物保管施設が事務所の中に設置されていることは問題ないのか

(事務局)

パーティション等で物理的に分けられたスペースが確保されていれば問題はない、と認識しているが念のため確認する。

(D 委員)

廃棄物専用の物置があるのが一般的ではないか。事務所の一角にありますと言ってしまうえば法律上問題ない、となってしまうのではないか。申請上問題ないとしても、リサイクルが徹底されない懸念がある。事務所で発生する出るゴミと店舗の産業廃棄物が混ざり、有効な資源活用が出来ないということになってはまずいのではないか。事務所の中の一部を保管施設にしている、7㎡ある、と言われても本当か？と感じてしまう。

廃棄物専用別に物置等の保管施設があるものと思っていた。事務所内で一時保管してそこで分別したものをリサイクルするという手法かと思っていた。事務所内に設置されているものは廃棄物保管施設と言えるのか。

(部会長)

添付されている写真データは、事務局の方が撮影されたのか。

(事務局)

コンサルから送付された写真である。

(D 委員)

法律上問題ないなら仕方がないが、他の店舗でも事務室内の一部に、との話になってしまうのではないか。この写真を見ると、パーティション等での区切りが判らず、壁沿いにゴ

ミを置いているだけのように見え、これが廃棄物保管施設、と言われても疑問を感じる。指針で6 m³必要なところ7 m³確保しているから問題ない、という説明であったが、事務所と廃棄物保管施設の境目が良く判らない。廃棄物保管施設の設置目的はリサイクルを徹底してもらいたいということ。環境に配慮して欲しいということで、そのために施設を作る事としているものにも関わらず、これで良いのかと大変疑問に感じるところ。段ボールしか写っていない写真では他の廃棄物はないのか、など実際に事務局が見に行かれたなら実際の状況がわかるが、実際に行かれていないとのこと。その点を確認しなくて審議会として良いのか。また、一般感覚としても、それは良いのか、と感じている。

(部会長)

私も同じような疑問を持っている。今日は本審議。廃棄物保管施設の全体が写った写真を急ぎ送ってもらうように事業者へ依頼していただけないか。

～中断～

事業者へ連絡し依頼したがすぐの対応は困難との回答。

(部会長)

本日は、本審議である。たかが廃棄物保管施設と思っているかもしれないが、写真を出していただかない以上、答申まで進めないと考える。

(事務局)

本庁にも確認したところ、施設内に保管施設があることは問題無い。間仕切り等でわかるようになっていけば問題ないとのことであった。

(D 委員)

今回の案件の対応については、3パターン。1つは、この場で答申を出す。但し必ず事務局で確認いただき、間仕切り等がされている写真を後日送付していただく。2つめは、今日は答申せず。メール等で確認し答申を出す。3つめは、再度、部会で集まって次回に持ち越すパターンの何れかだと思う。

(C 委員)

店舗側も開店期日は非常に大事だと思う。それに向けて一生懸命やっている最中だと思うので、邪魔をする気は無い。事後報告でもきちっとされているものを見せてもらえれば良いと考える。

(A 委員)

審議委員として責任ある立場であるから、後日見過ごしたのかという話にはならないように、しっかり報告して欲しい。

(B 委員)

事業者側にはこの法律の趣旨を伝えた上で、対応していただければと思う。

(C 委員)

コンサルが写真データを取得したという話だったこともあり、その場しのぎの状況証拠作りに見えてしまい仕切りが無いのかって話になってしまった。法律に基づいてしっかり対応いただくことが一番大事であり、守れないルール、形骸化したものを作って、実際には守られないということは、今後、無いようにしなければいけない。

(部会長)

他に発言はないか。なければ「リライアブルブックス運動公園通り店」の新設の届出については「意見なし」とし別紙のとおり答申することで良いか。

(委員全員)

異議なし

(部会長)

それでは別紙のとおり答申することを決定する。

(2) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり